

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	太平洋金属株式会社			コード	5541
提出日	2020/5/21		異動（予定）日	2020/6/25	
独立役員届出書の提出理由	· 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため · 社外監査役堀向亘氏が退任するため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	松本 伸也	社外取締役	○													○	有
2	今井 光	社外取締役	○													○	有
3	安田 健	社外監査役	○											△			有
4	緒形 秀樹	社外監査役	○											△			有
5	池田 修三	社外監査役	○											△		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当状況はありません	松本伸也氏は、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識により、コンプライアンスの強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を推進するため、2013年6月に社外取締役として選任しております。 同氏は、主要な取引先、主要な株主ないしその出身者ではなく、当社から取締役報酬以外の多額の金銭その他の財産を得ておりません。また同氏の本職は弁護士であり経営陣と同じ位置におらず、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。
2	該当状況はありません	今井光氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験により、その職務を適切に遂行することが出来ると判断したため社外取締役に選任しております。 同氏は、主要な取引先、主要な株主ないしその出身者ではなく、当社から多額の金銭その他の財産を得ておりません。また同氏は一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。
3	当社の取引先銀行である株式会社りそな銀行出身で、2004年3月まで在籍しております。 なお、当社は同行とコミットメントライン契約を締結しておりますが借入金はございません。	安田健氏は、幅広い見識と他社での監査役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したため社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の取引先銀行である株式会社りそな銀行に在籍しておりますが、退職後10年以上経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は同行からの借入金ではなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。
4	当社の取引先銀行である株式会社日本政策投資銀行出身で、2007年6月まで在籍しております。 なお、当社は同行とコミットメントライン契約を締結しておりますが借入金はございません。	緒形秀樹氏は、幅広い見識と他社での監査役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したため社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の取引先銀行である株式会社日本政策投資銀行に在籍しておりますが、退職後10年以上経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は同行からの借入金ではなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。
5	当社の取引先銀行である株式会社みずほコーポレート銀行出身で、2011年3月まで在籍しております。 なお、当社は同行とコミットメントライン契約を締結しておりますが借入金はございません。	池田修三氏は、幅広い見識と他社での取締役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したため社外監査役に選任しております。 同氏は、当社の取引先銀行である株式会社みずほコーポレート銀行に在籍しておりますが、退職後9年以上経過しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は同行からの借入金ではなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反を生ずる虞もないと判断し、独立役員に選任いたしました。

4. 補足説明

〈ご参考〉独立役員の独立性判断基準について

当社は、以下のとおり独立役員の独立性判断基準を定めております。

- 1.独立役員は、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない社外取締役または社外監査役とする
- 2.当社の主要取引先（仕入または販売）又はその取締役・業務執行者・監査役でない者
- 3.当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等でない者
- 4.当社株式を保有していない者
- 5.当社取締役、監査役の友人でない者
- 6.現在・過去において次に該当しない者
 - (1)当社、当社子会社等の取締役・業務執行者・監査役・会計参与
 - (2)当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役
 - (3)前項(2)の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役
 - (4)当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等が組織する法人に所属している者
 - (5)当社の主要取引先（仕入または販売）又はその取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
 - (6)当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
 - (7)前項(6)の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
 - (8)社外役員の相互就任関係にある者
 - (9)当社が寄付を行っている先又はその出身者
 - (10)以上の者の三親等以内の親族

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。